1. 事業の状況

(1) 競技規則の制定(定款第4条 第1項(1)) 国際競技規則の変更に伴う国内競技規則の改定・通知を実施した。

(2) 普及促進、指導者の養成(同第1項(1)) マスターズ水泳の指導者・競技役員およびスイマーのための講習会を東京・愛知・大阪の3会場において開催した。

- (3) 競技会の開催(同第1項(2))
 - ① 日本マスターズ水泳短水路大会 4月1日より6月1日までの期間、全国25会場にて開催した。 参加状況 26,321人 45,345種目
 - ② 日本マスターズ水泳選手権大会(ジャパンマスターズ2014) 7月17日より21日までの期間、横浜国際プールにて開催した。 参加状況 5,835人 10,877種目
 - ③ ウーマンズ・マスターズ水泳競技大会 (ウーマンズ・スイム・フェスティバル2014) 10月4日より5日までの期間、千葉県国際総合水泳場にて開催した。 参加状況 2,736人 4,042種目 イベント参加者498名
 - ④ 日本マスターズ水泳長距離大会 10月25日、愛知・口論義運動公園屋内プール ならびに 11月1日より2日までの期間、町田市立室内プールにて開催した。 参加状況 東京会場 630人 愛知会場 224人
 - ⑤ 日本マスターズ水泳スプリント選手権大会(ジャパンマスターズスプリント2014) 11月29日より30日までの期間、千葉県国際総合水泳場にて開催した。 参加状況 3,196人 6,324種目
- (4) 地域大会の奨励指導(同第1項(2)) 当協会で公認するマスターズ大会のうち、12会場へ大会運営の指導を行った。
- (5) 競技会および記録の公認(同 第1項(3)) 国内91大会、海外2大会の記録を公認した。 また大会での記録148,616件を公認記録として認めた。
- (6) 国際大会の開催(同 第1項(4)) 本年度の開催はなかった。

を行った。

(7) 日本記録の公認および世界記録の公認申請(同第1項(5)) 公認した記録のうち、世界記録を突破した記録66件、日本新記録樹立426件であった。世 界記録を突破した記録は公益財団法人日本水泳連盟を通じ国際水泳連盟(FINA)に公認申請

- (8) 機関誌および刊行物(同第1項(6))
 - ① マスターズニュース(会報)を年4回発行し、登録チームならびに関係団体へ配布した。
 - ② 年間の公認記録を集計し「50傑ランキング」を刊行した。
 - ③ 「マスターズスイマーのためのドライランドトレーニング」(DVD)を制作し、販売した。
- (9) ドライランドトレーニングの普及(同第1項(6)) 日本水泳トレーナー会議の協力により、ドライランドトレーニングならびに個別コンディショニングを、主催大会8会場で実施した。またDVDを制作し販売した。
- (10) 国内外の水泳関係団体との連携協力(同第1項(7))
 - ① 国外公認大会への参加者に対する日本のマスターズ水泳登録者であることの登録証明書169 枚を発行した。
 - ② 公益財団法人日本水泳連盟への加盟を継続した。
 - ③ 一般社団法人日本スイミングクラブ協会主催マスターズ水泳大会の公認並びに協力を行った。
- (11) 登録(同 第1項(8)) 本年度登録 チーム登録 3,004件、個人登録 47,821人であった。
- (12) その他(同 第1項(8))

公益法人制度改革に伴う手続きの経過

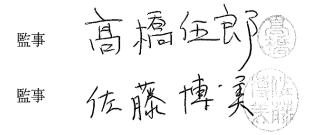
一般社団法人へ移行			2 0	1	2年	4月		1	日
旧法人決算			2 0	1	2年	3月	3	1	日
公益目的財産額の確定			2 0	1	2年	6月	2	8	日
公益目的財産額(当初)	3	2	7,	9	0 6	, 0	5	5	円
2013年度末公益目的財産額	2	0	5,	7	3 5	, 7	2	7	円
2014年度公益目的支出額		6	4,	3	5 9	, 2	7	5	円
2014年度末公益目的財産額	1	4	1,	3	7 6	, 4	5	2	円

以上

2015年5月12日

監査報告書

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 理事長 髙橋繁浩 殿



私たち監事は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会の2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日)における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告します。

1. 監査の方法の概要

- (ア)会計監査について、会計帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討いたしました。
- (イ)業務監査について、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴収し、関係書類の 閲覧など、必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討いたしま した。

2. 監査意見

- (ア) 税理士法人 日本会計グループ 大貫友久税理士の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (イ) 事業報告の内容は真実であると認めます。
- (ウ) 理事の職務執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する事実は ないと認めます。

2015年5月12日

公益目的支出実施報告書に関する 監査報告書

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 理 事 長 髙 橋 繁 浩 殿

> 監事 高橋在京 監事 佐藤博美麗

私たち監事は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会の2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日)事業年度における公的目的支出計画の監査を行い、次の通り報告します。

1. 監査の方法の概要

理事および使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、会計帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用い、理事会に出席し理事から業務の報告を聴収し、関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを用いて業務および財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書についての妥当性を検討いたしました。

2. 監査意見

公益目的支出計画実施報告書は法令もしくは定款に従い、当法人の状況を正しく示しており、違反する事実はないと認めます。

以上

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 公益目的支出計画実施報告書 2014年度(2014年4月1日~2015年3月31日)

(単位:円)

	, ,
1. 公益目的財産額(当初)	327,906,055
2. 前事業年度末日の公益目的財産残額	205,735,727
3. 当該事業年度の公益目的支出差額 【以下(2) - (1)】	64,359,275
(1) 当該事業年度の公益目的支出の額	163,154,289
(2) 当該事業年度の実施事業収入の額	98,795,014
4. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	141,376,452